

## 庁内関係部局協議調整結果および意見

### 1 杓掛鳥獣保護区特別保護地区

年 月 日	関係部局	意見	回答
令和2年8月5日	琵琶湖環境部 森林政策課	当区域は、今後、木材の搬出を行う予定である林業生産活動の活発な区域であり、鳥獣類の生育に適したより良い区域は他にあると考えられるため、特別保護地区の再指定について、再考をお願いしたい。	当区域の人工林は適正に管理されており、野生鳥獣の生息地として重要であるため、特別保護地区の再指定を行いたい。木竹の伐採については、木竹の本数が全体の2割以下は許可が不要である。また、2割を超える場合でも、鳥獣の保護に著しく支障を及ぼす行為ではない林業生産活動を目的とした行為であれば、許可を得た上で木竹の伐採を行うことは可能である。
令和2年8月7日	琵琶湖環境部 森林保全課	意見なし	

### 2 鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区

年 月 日	関係部局	意見	回答
令和2年8月5日	琵琶湖環境部 森林政策課	意見なし	
令和2年8月7日	琵琶湖環境部 森林保全課	意見なし	

### 3 鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区

年 月 日	関係部局	意見	回答
令和2年8月5日	琵琶湖環境部 森林政策課	意見なし	
令和2年8月7日	琵琶湖環境部 森林保全課	意見なし	